

滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年總理府・建設省令第 3 号）の一部改正に伴い、案内標識の種類に道の駅の予告についても新たに規定されたことから、滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例（平成 24 年滋賀県条例第 69 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 案内標識の種類について、「サービス・エリアの予告」を「サービス・エリア、道の駅の予告」に改めることとします。（別表関係）
- (2) その他
 - ア この条例は、公布の日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第 113 号

滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成 26 年 6 月 2 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例
滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例（平成 24 年滋賀県条例第 69
号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項第 1 号の表サービス・エリアの予告の部中「サービス・エリアの予告」を「サービ
ス・エリア、道の駅の予告」に改め、同部 116-A の項中「116-A」を「116 の 2-A」に改め、
「サービス・エリア」の右に「および道の駅」を加え、同部 116-B の項中「116-B」を「116
の 2-B」に改め、「サービス・エリア」の右に「および道の駅」を加え、同表サービス・エリ
アの部 116 の 2-A の項中「116 の 2-A」を「116 の 3-A」に改め、同部 116 の 2-B の項中
「116 の 2-B」を「116 の 3-B」に改め、同表非常電話の部中「116 の 2」を「116 の 4」に
改め、同表待避所の部中「116 の 3」を「116 の 5」に改め、同表非常駐車帯の部中「116 の 4」
を「116 の 6」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例新旧対照表

第1条および第2条 省略	第1条および第2条 省略	(道路標識の寸法)
3 条 道路法第45条第3項の条例で定める道路標識の寸法は、別表のとおりとする。	3 条 道路法第45条第3項の条例で定める道路標識の寸法は、別表のとおりとする。	(道路標識の寸法)
2 別表に定めるものほか、道路標識の寸法について必要な事項は、規則で定める。	2 別表に定めるものほか、道路標識の寸法について必要な事項は、規則で定める。	(道路標識の寸法)
別表 (第3条関係)	別表 (第3条関係)	別表 (第3条関係)
1 案内標識	1 案内標識	1 案内標識
(1) 標示板の寸法ならびに文字および記号の大きさは、次の表に定める	(1) 標示板の寸法ならびに文字および記号の大きさは、次の表に定める	(1) 標示板の寸法ならびに文字および記号の大きさは、次の表に定める
とおりとする。	とおりとする。	とおりとする。
種類	寸法ならびに文字および記号の大きさ	寸法ならびに文字および記号の大きさ
(省略)	(省略)	(省略)
サービス・エリアの 予告	116-A	記号を表示する標示板の寸法は、縦120センチメートル、横350センチメートルとし、サービス・エリアの名称および距離を表示する標示板の寸法は、縦90センチメートル、横350センチメートルとする。
サービス・エリアの 予告	116の2-A	記号を表示する標示板の寸法は、縦120センチメートル、横350センチメートルとし、サービス・エリアおよび道の駅の名称および距離を表示する標示板の寸法は、縦90センチメートル、横350センチメートルとする。

	記号を表示する標示板の寸法は、縦90センチメートル、横210センチメートルとし、サービス・エリアおよび道の駆の名称および距離を表示する標示板の寸法は、縦75センチメートル、横210センチメートルとする。
116の2-B	記号を表示する標示板の寸法は、縦110センチメートル、横300センチメートルとし、サービス・エリアおよび道の駆の名称ならびに方向および距離を表示する標示板の寸法は、縦65センチメートル、横300センチメートルとする。
	記号を表示する標示板の寸法は、縦110センチメートル、横300センチメートルとし、サービス・エリアの名称ならびに方向および距離を表示する標示板の寸法は、縦75センチメートル、横210センチメートルとする。
116の3-A	記号を表示する標示板の寸法は、縦120センチメートル、横350センチメートルとし、サービス・エリアの名称および方向を表示する標示板の寸法は、縦90センチメートル、横350センチメートルとする。
116の3-B	記号を表示する標示板の寸法は、縦90センチメートル、横210センチメートルとし、サービス・エリアの名称および方向を表示する標示板の寸法は、縦75センチメートル、横210センチメートルとする。

	記号を表示する標示板の寸法は、縦90センチメートル、横210センチメートルとし、サービス・エリアの名称および方向を表示する標示板の寸法は、縦75センチメートル、横210センチメートルとする。
116の2-A	記号を表示する標示板の寸法は、縦120センチメートル、横350センチメートルとし、サービス・エリアの名称および方向を表示する標示板の寸法は、縦90センチメートル、横350センチメートルとする。
116の2-B	記号を表示する標示板の寸法は、縦110センチメートル、横300センチメートルとし、サービス・エリアの名称および方向を表示する標示板の寸法は、縦75センチメートル、横210センチメートルとする。

		法は、縦65センチメートル、横300センチメートルとする。	法は、縦65センチメートル、横300センチメートルとする。
非常電話	<u>116の2</u>	標示板の寸法は、縦90センチメートル、横60センチメートルとし、文字の大きさは、14センチメートルとする。	標示板の寸法は、縦90センチメートル、横60センチメートルとし、文字の大きさは、14センチメートルとする。
待避所	<u>116の3</u>	標示板の寸法は、縦90センチメートル、横60センチメートルとし、文字の大きさは、12センチメートルとする。	標示板の寸法は、縦90センチメートル、横60センチメートルとし、文字の大きさは、12センチメートルとする。
非常駐車帯	<u>116の4</u>	標示板の寸法は、縦90センチメートル、横60センチメートルとし、文字の大きさは、10センチメートルとする。	標示板の寸法は、縦90センチメートル、横60センチメートルとし、文字の大きさは、10センチメートルとする。
	(省略)	(省略)	(省略)
(2) 省略 2および3 省略	(2) 省略 2および3 省略	注1 および注2 省略	注1 および注2 省略